

6 新 食 第 2 8 2 号
令和 6 年 4 月 2 6 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について
(諮問)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第3項及び第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定に関すること。
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること。